

※本制度については、並行して要綱制定等を進めております。庁内での調整状況等により内容も変更となることがありますので、本資料の記載は大枠としてご確認ください。また、「Q&A」及び「記載例」は、次回会議において案をご提示する予定です。

令和5年8月30日  
第2回会議  
資料 2-2

# 令和6年度 小田原市 市民活動・協働応援制度 応募の手引き

**募集期間** 令和5年12月1日（金）～令和6年1月15日（月）

**募集説明会** 令和5年12月〇日（〇）午前〇時～ UMECO  
12月△日（△）午後〇時～ マロニエ

- 本制度は、皆さんの市民活動や協働を応援する制度で、市民活動応援補助金等をリニューアルしたものです。
- 本制度には全部で5つのコースがありますが、今回は「①スタートアップコース」「②ステップアップコース」「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」の4つを募集します。（残る「市民×行政協働コース」は、令和6年5月に募集する予定です。）
- 小田原市とUMECOが協力して、制度を運営しています。  
UMECOが、応募・相談の窓口です。  
小田原市が、審査や補助金の交付をします。



応募に関する問い合わせ先  
**おだわら市民交流センターUMECO**

〒250-0011 小田原市栄町 1-1-27

TEL:0465-24-6611 FAX:0465-24-6633

E-mail:odawara@umeco.info URL:<http://umeco.info/>

応募に必要な書類の様式や「Q&A」は、UMECOのホームページからダウンロードできるほか、ご希望に応じて、郵送またはUMECOの窓口で配布しています。

## 受付期間・提出先

受付期間 令和5年12月1日（金）～令和6年1月15日（月）正午

提出先 おだわら市民交流センターUMECO

提出方法 3営業日前までに電話で日時をご予約の上、UMECOまで直接お持ちください。

注意事項 UMECOの休館日は、お持ちいただけません。

[休館日：12月4日（月）、12月29日（金）～1月4日（木）]

スムーズに確認を行うため、ご予約後、事前にメールで応募書類を送付してください。

提出当日は書類や事業内容の詳細確認を行うため、代表者か事業担当者がお越しください。

## 事前相談 ※事業内容や申請書類に関する応募相談（要予約）

書類の不備により再提出となることもありますので、積極的に事前相談をお申し込みください。事前相談が必須のコースなどもありますので、各コースの詳細説明の箇所でご確認ください。申込先及び相談会場は、UMECOです。

※本制度の補助金交付は、令和6年3月市議会定例会で予算案が可決されることが前提となります。

## 1. 応募できる団体

小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体です。（法人格の有無は問いません。）

なお、次の団体は応募できません。

- ・市その他の行政機関が構成員等に含まれている団体
- ・暴力団、法人では代表者または役員に暴力団員が含まれる団体、法人以外では代表者が暴力団員である団体

**「市民活動」とは** <小田原市市民活動推進条例第2条第1項の規定を参照>

市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動※で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。ただし次に掲げる活動を除きます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

※市民活動には様々な形があります。物品を販売したり、参加者から会費を徴収したりすることが直ちに営利目的となるわけではありません。ご自身の活動が補助対象となるか、お気軽にお問い合わせください。

## 2. 補助対象となる活動の期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に実施される事業が対象となります。

## 3. 補助金のコース ※詳しくは「別紙：補助金のコース詳細について」を参照してください。

- ①スタートアップコース 上限額 10万円  
地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が取り組む新たな事業を対象とするコース
- ②ステップアップコース 上限額 20万円  
地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業を対象とするコース
- ③市民タイアップコース 上限額 30万円  
地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が他主体（行政を除く）と協働で取り組む事業を対象とするコース
- ④市民×行政コラボアップコース 上限額 30万円  
地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が他主体（行政を含む）と新たに協働で取り組む事業を対象とするコース

※企画提案書提出後のコース変更はできません。

<参考>市民×行政協働コース ※令和7年度実施事業分を、令和6年5月に募集予定です。

地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が他主体（行政を含む）と協働で取り組む事業を対象とするコース

## 4. 対象経費 ※詳しくは「Q&A」を参照してください。

<対象になる経費>

事業を実施するために直接必要とする経費を対象とします。

例) 講師謝礼、消耗品費、備品購入費、印刷製本費など

<対象にならない経費>

・団体の維持・運営に要する経費は、対象になりません。

例) 事務所の賃借料、光熱水費、団体の会議の茶菓代、事務員の人件費、加入団体への会費、日常的な電話通話料など

・小田原市から別途補助金等の財政的支援がある事業は、対象になりません。

## 5. 応募書類 ※各様式や見本はUMECOのホームページからダウンロードできます。

### 全コース共通

- (1) 市民活動・協働応援制度 企画提案書 [様式第1号]
- (2) 団体の概要 [様式第2号]
- (3) 役員等氏名一覧表 [様式第2号付表]
- (4) 市民活動・協働応援制度 事業計画書 [様式第3号]
- (5) 市民活動・協働応援制度 事業収支予算書 [様式第4号]
- (6) 団体の規約等
- (7) 【任意提出】活動内容の資料(会報、チラシ、新聞記事等、A4両面を4枚まで)

### 「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」のみ

- (8) 市民活動・協働応援制度 協働調書 [様式第5号]

### 「③市民タイアップコース」のみ

- (9) 協働相手の役員等氏名一覧表
- (10) 協働相手の規約等

## 6. 審査及び選考方法 ※第一次審査通過団体は、第二次審査に必ずご出席ください。

本制度の補助金を交付する事業は、市民活動に関する有識者等で構成する「小田原市市民活動推進委員会」による下記の審査・選考を経て決定されます。また、各審査の参考とするため、必要に応じ、事前質問を行います。なお、審査に公正を期すため、本人もしくはその同居の親族が所属している団体(協働相手となる団体等を含む)が応募した場合、その委員は審査に加わりません。

### (1) 第一次審査

書類審査を行い、第二次審査を受けることのできる事業を選考します。(応募総数が少ない場合には行わない場合があります。)

### (2) 第二次審査

応募者による公開プレゼンテーション(事業企画説明)を実施します。プレゼンテーションにおいては、応募書類に基づき説明や質疑への応答を行っていただきます。補助金を交付する事業は、応募書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、選考します。また、補助金額も検討します。なお、「③市民タイアップコース」及び「④市民×行政コラボアップコース」については、協働相手となる団体等にも出席していただきます。

※プレゼンテーションに係る相談についても、UMECOにおいて承ります。

## 7. 選考の視点(下記の視点に基づき、事業を総合的に評価し、選考します。)

### 全コース共通

- (1) 公益性・・・事業が市民に開かれ、社会貢献度が高い。
- (2) 自主性・・・事業に対する熱意、チャレンジ性に溢れている。
- (3) 創造性・・・事業に対するアイデア、工夫に富んでいる。
- (4) 継続性・・・将来にわたり、事業が継続される可能性が高い。
- (5) 発展性・・・本制度をきっかけに、事業が成長する可能性が高い。
- (6) 事業実現性・・・事業が、実行可能な方法、スケジュール、予算で立案されている。
- (7) 費用対効果・・・事業費の積算が適正である。補助金等の用途が適当である。

### 「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」のみ

- (8) 相乗効果・・・協働による相乗効果が期待できる。
- (9) 役割分担・・・役割分担は適切であり、それぞれの特性が生かされている。

### 「④市民×行政コラボアップコース」のみ

- (10) 市施策との整合性・・・市の総合計画と方向性が合致している。

## 8. 補助金の交付

本制度の補助対象事業として認定された団体には、改めて補助金交付申請書を提出していただきます。この申請に基づき補助金を交付します。

## 9. 情報公開、情報提供及び個人情報の取扱い

補助事業の公正性、透明性を高めるとともに、本市における市民活動を充実させるため、提出された応募書類、報告書類、添付書類（写真等を含む）及び審査結果（得点、コメント等）の内容は、ホームページ等で公表する予定です。この他、補助金交付事務や市民活動団体の支援を目的として、市の関係部署やおだわら市民交流センターUMECOにこれらの情報を提供することがあります。

公表や情報提供については、応募団体の責任において、事前に関係者の同意を得てください。

なお、公表や情報提供に当たっては、小田原市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

補助金交付の審査、選考を行う「小田原市市民活動推進委員会」では、取り扱う個人情報を補助金交付の審査、選考の目的以外に使用しません。

## 10. 事業完了後の手続等（補助金額の確定、報告会への出席）

補助金交付団体は、事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください（事業の完了が3月中である場合は、3月末日までに提出してください）。提出された実績報告書に基づき補助金額を確定しますが、その金額が交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。

また、令和7年6月頃に事業報告会を開催しますので、補助金交付団体は、必ず参加してください。

補助金は、事業報告を前提として交付されていることにご留意ください。

なお、報告会は一般の方がオンラインで参加可能な形態で開催する予定です。実績報告等に係る書類の公開についても、事前に関係者の同意を得てください。

**スケジュール** ※来年度以降の募集は、変更する可能性があります。

企画提案書の提出 (令和5年12月1日～ 令和6年1月15日)	企画提案書等の応募書類を、UMECOへ提出してください。 ※「④市民×行政コラボアップコース」は事前相談が必須ですので、 令和5年12月20日(水)までにUMECOまでご連絡ください。
審査・選考 (令和6年2月～3月)	(1) 第一次審査(書類審査) 書類審査の選考結果は2月末までに通知します。 (2) 第二次審査(公開プレゼンテーション) 期日：令和6年3月〇日(〇) 場所：おだわら市民交流センターUMECO ※各審査の参考とするため、必要に応じ、事前質問を行います。
補助金交付事業の交付決定 (令和6年4月1日以降)	審査結果に基づき、補助金交付事業を決定します。
補助金の交付 (令和6年5月頃)	交付事業を決定後、1か月以内に振り込みます。
事業の実施 (令和6年4月～ 令和7年3月)	事業計画に沿って事業を実施してください。 UMECOの職員が事業実施の現場を訪問することがあります(随時)。 10月頃に中間報告(進捗状況)の提出をしていただきます(書類提出)。
実績報告	事業完了後、速やかに、実績報告書等を提出してください(事業が3月中に完了する場合は、3月末日までに提出してください)。 なお、提出された実績報告書は、公開できるものとします。
補助金額の確定	提出された報告書等に基づき補助金額を確定し、文書で通知します。 なお、確定額が申請書に基づき交付した補助金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。
事業報告会 (令和7年6月頃)	事業報告会に参加し、実施事業の実績報告をしていただきます。

## 補助金のコース詳細について

①から④の全てのコースにおいて、応募できるのは小田原市を中心として「市民活動」を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民（本市に在学、在勤、在活動する方を含む）で構成する営利を目的としない団体です。（法人格の有無は問いません。）なお、市その他の行政機関が構成員等に含まれている団体や、暴力団等は応募できません。

また、「市民活動」とは市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。ただし次に掲げる活動を除きます。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進・支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

### ①スタートアップコース

地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が取り組む新たな事業を対象とするコースです。

#### 応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・応募時点において、「応募事業の開始から1年以内または今後開始予定であること」と「市民活動団体の設立から3年以内であること」の2点の要件のうち、少なくとも1点を満たしていること。
- ・過去に小田原市市民活動応援補助金の交付を受けたことがないこと。

#### 補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額で、10万円を上限とします。

#### 補助回数

同一の団体では1回限りの補助です。

#### 事前相談

本制度や当該コースの対象であるかどうかの確認や、事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。（必須ではありません。）

### ②ステップアップコース

地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体がこれまで行ってきた活動の拡充または更なる発展を図ろうとする事業を対象とするコースです。

#### 補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の70%以下で、20万円を上限とします。

※小田原市市民活動応援補助金において「ステップアップコース プランB」の交付対象となった事業を継続する場合は、経過措置として令和6年度実施事業分に限り、従前の補助率（50%）及び上限額（30万円）で応募することができます。

#### 補助回数

同一の事業では3回までの補助です。（1年度ごとの応募と審査が必要です。また、回数には小田原市市民活動応援補助金の同コースも含まれます。）

#### 事前相談

事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。（必須ではありません。）

「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」において、協働相手となれる団体等は次の(7)(イ)のいずれかです。(市を協働相手とできるのは、「④市民×行政コラボアップコース」のみです。)

(7) 小田原市を中心として「市民活動」(前頁参照)を行い、今後も継続する見込みのある3人以上の市民(本市に在学、在勤、在活動する方を含む)で構成する営利を目的としない団体で、応募団体とは代表者または役員が重複していないもの(法人格の有無は問いません。)

(イ) 小田原市を中心として地域活動や経済活動を行い、今後も継続する見込みのある組織や個人事業主で、応募団体とは代表者または役員が重複していないもの(法人格の有無は問いません。)

※(イ)については、地域コミュニティ組織、自治会、学校、福祉施設、農林水産業従事者、企業、商店、金融機関など、幅広い主体を想定しています。

※協働相手となる全ての団体等について、市その他の行政機関が構成員等に含まれていないこと、暴力団等ではないことが必要です。

※応募事業も「市民活動」(前頁参照)である必要があります。

### ③市民タイアップコース

地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が他主体(行政を除く)と協働で取り組む事業を対象とするコースです。

#### 応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・協働相手(上記囲みのおり)から、事業実施の承諾を得ていること。
- ・各主体の特性を生かした役割を相互に担うことで、それぞれが単独で実施するよりも高い効果を得られる事業であること。(単なる名義後援や、ボランティアのお手伝いといった協力関係は対象外です。)

#### 補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の70%以下で、30万円を上限とします。

#### 補助回数

同一の団体では3回までの補助です。(1年度ごとの応募と審査が必要です。また、回数には協働相手としての応募も含まれます。)

#### 事前相談

UMECOにおいて、協働相手を探すお手伝いをいたします。また、本制度や当該コースの対象であるかどうかの確認や、事業を適切にPRするための書類作成等に向けて、できるだけ早めに事前相談を行っていただくことをお勧めします。(必須ではありません。)

### ④市民×行政コラボアップコース

地域社会が抱える課題の解決に向けて、市民活動団体が他主体(行政を含む)と新たに協働で取り組む事業を対象とするコースです。

#### 応募資格

応募には、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・市を含む協働相手(上記囲みのおり)から、事業実施の承諾を得ていること。
  - ・応募団体については、応募時点で少なくとも1年以上継続して市民活動を行っていること。
  - ・各主体の特性を生かした役割を相互に担うことで、それぞれが単独で実施するよりも高い効果を得られる事業であること。(単なる名義後援や、ボランティアのお手伝いといった協力関係は対象外です。)
  - ・応募事業については、市の総合計画と方向性が合致していること。
- ※市の総合計画は、市HPからご確認いただけます。

#### 補助金額

応募事業に要する経費から、国、県または他の地方公共団体の補助金等を控除した額の90%以下で、30万円を上限とします。

### 補助回数

同一の団体では2回までの補助です。(行政を除き、協働相手としての応募も回数に含まれます。)

### 事前相談

市所管課との調整が必要となりますので、事前相談は必須です。12月20日(水)までに、応募予定であることをUMECOに連絡してください。後日、地域政策課から折り返し連絡いたします。

### 参考キーワード1 協働の促進

事業の例	・多様な主体が参加する協働研修会の開催 ・「協働事業のガイドライン」のさらなるPR
所管課	地域政策課 (Tel.0465-33-1458)

### 参考キーワード2 〇〇〇〇〇

事業の例	・△△△△△ ・□□□□□
所管課	×××××課 (Tel.……)

「参考キーワード」とは、市が市民活動団体と協働で取り組みたいと考えている分野を示します。市のニーズとも言い換えられ、「参考キーワード」を意識した企画提案を行うことができれば、市との協働が成立しやすくなると考えられます。なお、「参考キーワード」に関わらず、自由に提案を行うことができます。

## 「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」 に応募される方へ

「③市民タイアップコース」「④市民×行政コラボアップコース」の応募にあたり、

### 『市民活動団体と多様な主体のための協働ガイドライン』

～ 力を合わせて より良い 小田原に ～

をご活用ください。  
協働の進め方や事例等を分かりやすく解説しています。  
UMECOや市のホームページに掲載しています。



＜参考1＞市民活動応援補助金・提案型協働事業との制度比較

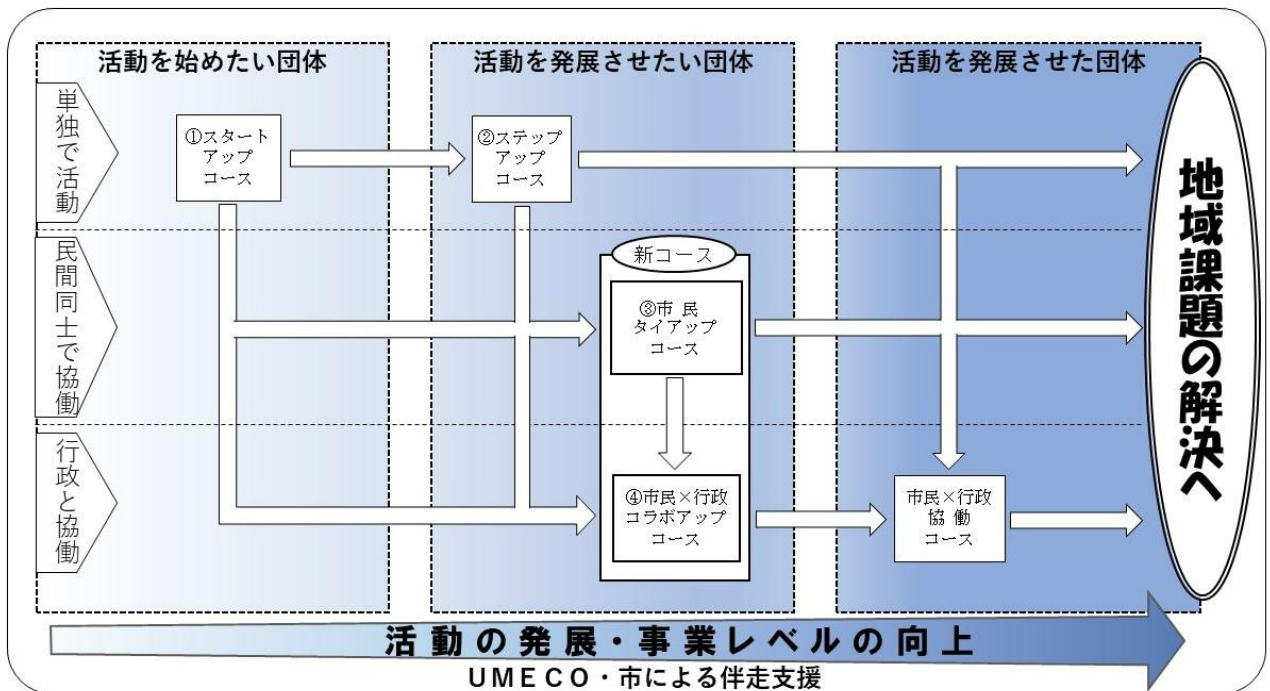
制度名	市民活動応援補助金			提案型協働事業	
コース	スタートアップ	ステップアップ プランA   プランB		市民提案型	行政提案型
対象	市民活動団体（単独）			市民活動団体と行政	
回数	1団体1回	1事業3回		1事業3回	
上限額	10万円	20万円	30万円	100万円（目安）	
補助率	100%	70%	50%	※負担金等	

コース	①スタートアップ	②ステップアップ	③市民タイアップ	④市民×行政 コラボアップ	市民×行政 協働
対象	市民活動団体（単独）		市民活動団体 地域、事業者等	市民活動団体と行政	
				新規事業	主に発展事業
回数	1団体1回	1事業3回	1団体3回	1団体2回	1事業3回
上限額	10万円	20万円	30万円	30万円	100万円（目安）
補助率	100%	70%	70%	90%	※負担金等
制度名	市民活動・協働応援制度				

今回募集  
(令和6年度事業)
令和6年5月募集予定  
(令和7年度事業)

＜参考2＞本制度の活用イメージ





様式第 1 号

小田原市市民活動・協働応援制度企画提案書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 団体名  
住所  
代表者氏名

令和 6 年度市民活動・協働応援制度に係る書類を添えて申し込みます。

事業名	
事業の概要	
事業の着手及び完了の予定期日	
希望コース	<input type="checkbox"/> ①スタートアップコース <input type="checkbox"/> ②ステップアップコース【経過措置の適用（有・無）】 <input type="checkbox"/> ③市民タイアップコース <input type="checkbox"/> ④市民×行政コラボアップコース
交付希望額	
交付希望額の算出方法	収支予算書のとおり
事業の経費の配分及び経費の使用方法	収支予算書のとおり
事業分野	<p>該当する活動の分野に○をしてください。（複数回答可）            ＊活動分野が複数の場合、主となる活動分野 1 つに◎をしてください。</p> <p>保健、医療又は福祉の増進 社会教育の推進 まちづくりの推進            観光の振興 農山漁村又は中山間地域の振興            学術、文化、芸術又はスポーツの振興 環境の保全            災害救援 地域安全 人権の擁護又は平和の推進            国際協力 男女共同参画社会の形成の促進 子どもの健全育成            情報化社会の発展 科学技術の振興 経済活動の活性化            職業能力の開発又は雇用機会の拡充支援 消費者の保護            団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助            その他（ ）</p>

この企画提案書のほか提出書類に記載された個人情報、小田原市市民活動・協働応援制度の選考事務以外には、使用いたしません。

次のことに誓約及び同意される場合は、□にチェックしてください。

□企画提案団体及び協働相手となる団体等とその代表者及び役員は、暴力団又は暴力団員ではないことを誓約します。また、このことを確認するため、この企画提案書のほか提出書類に記載した情報を小田原市長が神奈川県警察本部に照会することに同意します。



付表

## 役員等氏名一覧表（応募団体）

年 月 日現在の役員

番号	役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
1						
				年 月 日		
2						
				年 月 日		
3						
				年 月 日		
4						
				年 月 日		
5						
				年 月 日		
6						
				年 月 日		
7						
				年 月 日		
8						
				年 月 日		
9						
				年 月 日		
10						
				年 月 日		

記載された全ての者は、役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名

代表者氏名



<p>4 事業の効果</p> <p>※事業の実施により、短期・長期に渡って、地域や参加者にどのような効果があるか。</p>	
<p>5 今後の展望</p> <p>※当該年度終了後、団体がどのように事業を継続、発展させるか。</p>	
<p>【 スタートアップコースとして応募する場合に記載 】</p>	
<p>ア スタートアップコースの要件の確認（当てはまる場合に☑を入れてください）</p>	
<p><input type="checkbox"/>本制度の補助金（市民活動応援補助金を含む）を交付されたことがない。</p> <p><input type="checkbox"/>応募時点で「応募事業の開始から1年以内」「団体設立から3年以内」のいずれかまたは両方に当てはまっている。</p> <p>（ <input type="checkbox"/>その他特段の事情など ）</p>	
<p>【 同一事業で2回目以降の応募である場合に記載 】</p>	
<p>イ 過去の補助金による事業の成果</p>	
<p>ウ 今回の補助金による事業の展開</p>	
<p>【 これまで補助を受けた事業と別の事業名で応募する場合に記載 】</p>	
<p>エ 「これまでの事業」と「今回応募する事業」との相違点</p>	

様式第4号

小田原市市民活動・協働応援制度 事業収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

科目	金額	内訳 (数量・単価など)・備考
収入合計		

2 支出の部 (単位：円)

科目	金額	内訳 (数量・単価など)・備考
支出合計		

様式第5号

小田原市市民活動・協働応援制度 協働調書

協働相手の団体等	団体名 住所 代表者氏名 担当者及び連絡先
応募事業における 役割分担	応募団体           協働相手
協働により見込ま れる相乗効果	
市施策と整合して いると考える部分 ※「④市民×行政コ ラボアップコー ス」のみ	

## 役員等氏名一覧表（協働相手の団体等）

年 月 日現在の役員

番号	役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別 (男・女)	住所
1						
				年 月 日		
2						
				年 月 日		
3						
				年 月 日		
4						
				年 月 日		
5						
				年 月 日		
6						
				年 月 日		
7						
				年 月 日		
8						
				年 月 日		
9						
				年 月 日		
10						
				年 月 日		

記載された全ての者は、役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

団体名

代表者氏名

